

(3) 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

【県（土木部）、市町村、特定建築物の所有者】

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県等の所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

○

5 文化財保護

【国（文部科学省）、県（教育庁）、市町村、文化財の管理者】

国、県、市町村及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備の促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

6 資料、関連項目

(1) 資 料

資料8-2 「防火地域、準防火地域の指定状況」

(2) 関連項目

「第3章 第7節 応急復旧・事後処理」第1 建築物の応急復旧

9. 松木
(震災対策編)

図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

H28.12

第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県（経営管理部・保健福祉部）は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

○ 第4 文化財災害予防対策

火災・事故災害対策編第1部火災対策第2章第2節第5の4に準じ、震災に備えた対策を行う。

野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 林野等の整備

1 林野火災特別地域対策事業の推進

県（県民生活部）及び市町は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、関係市町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

県（環境森林部）及び市町は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

県（県民生活部）、市町、消防機関及び事業者は多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建物火災安全対策の充実

県（県民生活部・県土整備部）、市町、消防機関及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

3 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年6月1日施行）、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受け、市町は設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

○ 4 文化財等の安全対策の促進

県（教育委員会）及び市町は、県民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

〈資料編2-15-2 指定文化財種目別件数一覧表〉

第6 授業料の減免

1 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免の措置を講じる。

2 私立高等学校等

被災を受けた生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料減免事業に要する経費について、県は、「私立高等学校授業料減免補助金交付要領」により、補助金を交付する。

○ 第7 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市町に通報する。

所有者、管理者が市町の場合の通報責任者は、市町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

県は、地震災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

第8 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等を行うなどの応急措置をとる。

第9 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は市町教育委員会に報告する。

3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

県、市町村及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

○ 4 文化財の保護

県及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3節 文化財施設の災害応急対策

文化財の管理者、県(教育委員会)、市町村

1 気象状況の把握

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 県(教育委員会文化財保護課)及び市町村は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

〈関係資料〉 資料編18-1 県内指定文化財一覧表

学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法 【県（文教部、総務部）、市町村】

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

○ 給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○ 給与の実施

- ・学用品の調達、配分等は、市町村が行うものとする。ただし市町村において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市町村に供給するものとする。
- ・教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

ウ 授業料の減免、奨学金貸与の措置 【県（文教部、総務部）】

- 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。
- 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとする。

エ 文化財の応急措置 【県（文教部）・市町村】

- 文化財が被災した場合には、県は、地元教育委員会による被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ・被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- ・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- ・被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

- 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。
- 文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

【資料編II-2-11-11】指定文化財集中場所

【資料編II-2-11-12】指定文化財建造物

第12節 文化財災害対策計画 【教育局】

第1 基本方針

1 趣旨

県内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する県民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

3 現況

県内において現在特に防火、防災を必要とするものは、「指定文化財建造物」、及び「指定文化財が集中して所在する場所」（建造物を除く）のとおりである。

【資料編II-2-11-11】 指定文化財集中場所

【資料編II-2-11-12】 指定文化財建造物

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料編1-13 千葉県広域消防相互応援協定書>
<資料編1-13 千葉県消防広域応援基本計画>

4 広域航空消防応援体制（防災危機管理部）

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

<資料編1-13 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画>

5 消防思想の普及（防災危機管理部）

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 県消防大会及び県操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

（公財）千葉県消防協会

（一社）千葉県危険物安全協会連合会

千葉県少年婦人防火委員会

（一社）千葉県消防設備協会

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

6 市町村の消防計画及びその推進（防災危機管理部、市町村）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画

ア 特殊建物、施設の多い地域の計画

(ア) 密集地域の計画

○(イ) 重要文化財の計画

(ウ) バラック建物等の地域の計画

(エ) 重要建物、施設の計画

(オ) 高層建物の計画

(カ) 地下構造物及び施設の計画

(キ) その他

イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画

ウ 港湾等沿岸地域の計画

エ 急傾斜地域の計画

オ その他

2 建築物等の耐震対策（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、国土整備部、教育庁）

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、県は市町村と調整の上、計画的かつ総合的に県下全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、県や市町村は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置づけ、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。

(2) 教育施設の耐震化

ア 県立学校・小中学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、県立学校について、千葉県耐震改修促進計画及び県有建築物の耐震化整備プログラムに基づき、耐震化を進めてきたところである。

今後は、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、吊り天井等非構造部材の耐震対策を進める。

市町村が設置する小中学校施設等についても、吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進めよう市町村へ働きかける。

イ 私立学校施設の耐震化の促進

私立学校等に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。

ウ 体育施設の耐震化

県は、地域住民の避難所になる県有体育施設について耐震性能の向上を推進する。

○(3) 文化財の防災対策

県及び市町村は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

(4) 災害拠点病院の耐震化

県は、震災時に応急活動の拠点となる災害拠点病院の耐震化について、助成制度の活用による耐震化の支援を行っていくものとする。

(5) 高層建築物における対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進等に努める。

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

- 文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立（総務部、教育庁、市町村）

(1) 公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

（ア）校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

（イ）校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- a 計画的に防災にかかる施設、設備の点検整備を図る。
- b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- c 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

（ア）校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

（イ）校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

（ウ）校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。

（エ）校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

（オ）校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

（カ）応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

（ア）校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

（イ）被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁、市町村）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

○ 5 文化財の応急対策（教育庁、市町村）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第3章 安全な都市づくりの実現
第5節 具体的な取組 <予防対策>

才 美術品等の落下・転倒防止

- 都生活文化局は、美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の落下・転倒を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

○ 2-4 文化財施設の安全対策

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
所 有 者 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○ 文化財防災点検表を作成
都 教 育 庁	○ 文化財所在リストを整備

(2) 詳細な取組内容

- 文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。
 - ア 文化財周辺の整備・点検
 - ・ 文化財の定期的な見回り・点検
 - ・ 文化財周辺環境の整理・整頓
 - イ 防災体制の整備
 - ・ 防災計画の作成
 - ・ 巡視規則や要項の作成等
 - ウ 防災知識の啓発
 - ・ 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - ・ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災設備の整備と点検
 - 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
 - カ 緊急時の体制整備
 - 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

2-5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都 各 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備

- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

○(キ) 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(ク) 都立文化施設・社会教育施設

- 都立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう都生活文化局及び都教育庁等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

2-3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

ア 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

第3章 第2部

機関名	対策内容
都建設局	○ 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
区市町村	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

イ 治山施設等

機関名	対策内容
都産業労働局	○ 治山施設の被害状況の把握、施設の応急対策の実施
各市町村	○ 被害情報を収集し都産業労働局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

(2) 業務手順

ア 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

《都建設局》

- 砂防施設（砂防堰堤、流路工、山腹工等）、地すべり防止施設（集水井、抑止杭、排水工等）、急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設

○ エ 文化財施設

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区市町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

オ 都立文化施設・社会教育施設

- 都生活文化局及び都教育庁は、都立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

1-3 二次的な土砂災害防止対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 区 市 町 村	○ 土砂災害防止対策の実施

(2) 詳細な取組内容

- 都及び区市町村は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 [教育局]
- 県教育委員会は、教職員及び特別支援学校の児童・生徒分の食料の備蓄及び更新を行います。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を実施します。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の整備を促進します。 [県民局]
- 私立学校は、各学校の状況に応じた避難訓練を実施します。
- 県は、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。 [県民局]

2 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を公立学校に配付するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [県民局]
- 県は、県内小中学校の教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図ります。 [安全防災局]

3 学校等における避難場所の開設

- 県は、避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と市町村との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。 [安全防災局、教育局]
- 県は、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとれるよう、県立学校等と市町村との連携の強化を図ります。 [安全防災局、教育局]

○ 4 文化財の保護

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、県と市町村が連携して文化財の震災対策を進めるために設置した文化財大規模災害対策検討分科会での協議に基づき、被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応や文化財防災マニュアルの作成等、具体的な災害時の文化財防災対策の検討を進めます。 [教育局]

私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

イ 児童・生徒等への支援

県及び市町村は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

入学者選抜等に際しては、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受検の措置など、受検者間に不公平が生じないよう、書類締切の延長や入学検定料納入の猶予、検査日程・会場の変更等を行います。

○ (9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

△ (10) 歴史的公文書の修復等

県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

(11) 災害救援ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから、県は、市町村等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組みます。

(12) 情報提供、県民相談

県及び市町村は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む県民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した県民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることができます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

第33節 文化財の地震防災対策

【関係機関】県教育委員会、市町村

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市町村は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡回報告や市町村からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市町村及び文化財所有者に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市町村の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡回によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時ににおける連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、

緊急時における対応体制を確立しておく。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市町村指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市町村を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市町村を通じて支援や助言を行う。

4 市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市町村指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 各市町村内に所在する文化財の現状把握
- ・ 文化財所有者・管理者に対しての災害予防に関する指導及び助言
- ・ 災害時における文化財に係る対応方法の啓発及び指導

第30節 文化財応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市町村等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市町村は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市町村や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるととともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについて、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・

協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市町村教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市町村指定等文化財

市町村教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市町村を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

4 市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市町村指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に

応じる。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 各市町村内に所在する文化財の被害状況把握
- ・ 被災文化財所有者・管理者に対する協力と支援体制の確認
- ・ 被災文化財の応急的な修理・修復に係る指導と支援